

# 国内留学規程

制定 昭和 48. 3.22

改正 平成元. 9.29

**第1条** 本学教職員の国内留学に関しては、この規程の定めるところによる。

**第2条** 留学しようとする者は、別記様式により研究題目、留学予定期間、留学予定箇所を記載した願書を学長に提出しなければならない。

**第3条** 留学者及び留学期間は、学長が予算の範囲内で定める。

**第4条** 留学者及び留学期間は、6ヶ月以上1年以内とする。ただし、本人の願い出により特に必要と認めるときは、学長はその期間を伸縮することがある。

**第5条** 留学者の留学中の身分は、現職のままとする。

**第6条** 留学旅費は、予算の範囲内で支給する。

**第7条** 留学した者は、帰任後速やかに研究報告書を学長に提出しなければならない。

**第8条** 校務の都合その他学長が必要と認めるときは、留学中途において帰学を命ずることがある。

## 附 則

この規程は、昭和48年3月22日から施行する。

この規程は、平成元年9月29日から施行する。